

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション さくら病院 通所リハビリテーション事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人成信会が開設するさくら病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人成信会 さくら病院
- ② 所在地 豊田市豊栄町11丁目131番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - 医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）
 - 理学療法士 4名（常勤専従3・常勤兼務1）
 - 作業療法士 1名（常勤専従1）
 - 言語聴覚士 1名（非常勤兼務1）
 - 看護職員 2名（非常勤専従2）
 - 介護職員 7名（常勤専従5・非常勤専従2）
 - 管理栄養士 1名（常勤兼務 1名）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- ② 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時15分から午後3時40分までとする。

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位 35名

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証

に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 機能訓練
- ② 入浴（一般浴）
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 排泄
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ 送迎
- ⑧ リハビリマネジメント（介護給付）
- ⑨ 栄養改善（介護給付・予防給付）
- ⑩ 運動器機能向上（予防給付）
- ⑪ 口腔機能向上（介護給付・予防給付）
- ⑫ サービス提供体制強化

2 第8条の通常の事業の実施を超えて行う通所リハビリテーションの及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を超えた地点から自宅までの次の額を徴収する。

- ① 実施地域を超えた地点から片道5 km未満300円

3 食費は、1回700円（おやつ代を含む）を徴収する。

4 紙おむつ代は120円・尿パット50円・リハビリパンツ代120円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、豊田市とのうち豊栄町、明和町、今町、河合町、琴平町、水源町、渡合町、前山町、鶯鴨町、渡刈町、永覚町、幸町、永覚新町、大林町、御幸本町、和合町、上郷町、大成町、広美町、福受町、榊塚西町、榊塚東町、畝部西町、畝部東町、配津町、寿町、緑ヶ丘町、竜神町、鴻ノ巣町、丸山町、山之手町、住吉町、宝町、竹町、竹元町、堤町、中町、西田町、広田町、曙町、上丘町、清水町、聖心町、土橋町、本町、秋葉町、金谷町、下市場町、下林町、長興寺町、錦町、前田町、元宮町、竜宮町、トヨタ町、平山町、平和町、宮前町、室町とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
- ④ 貴重品及び所持金品は自己の責任にて管理する。
- ⑤ 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動および政治活動は禁止する。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年3月1日から施行する。(サービス提供時間の変更)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。(利用料の変更)

この規程は、平成24年1月1日から施行する。(事業所の名称変更・利用料の変更)

この規程は、平成24年9月16日から施行する。(職員数変更)

この規程は、平成25年11月16日から施行する。(職員数変更・利用定員の変更)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。(職員数・利用料等の変更)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(利用料等の変更)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。(職員数の変更)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(職員数の変更・サービス提供時間の変更)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。(職員数の変更)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。(職員数の変更)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。(職員数の変更)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。(職員数の変更)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(虐待の防止のための措置に関する事項)(職員数の変更)

この規程は、令和7年6月1日から施行する。(職員数の変更)